

行財政改革大綱（改訂版）

平成21年7月
寝屋川市

目次

はじめに	1
一 基本的な考え方	2
1 これまでの取組	2
2 本市を取り巻く状況と課題	3
二 改革の理念と基本目標	6
1 理念	6
2 基本目標	6
(1) 簡素で効率的な行財政システムの構築	6
(2) 市民参画の推進と行政の公正・透明性の向上	6
三 改革の推進	7
四 具体的な考え方	7
1 簡素で効率的な行財政システムの構築	7
(1) 事務事業の改善	7
(2) 公共施設等の再編成	7
(3) 民間委託等の推進	8
(4) 定員適正化の推進	8
(5) 給与の適正化	8
(6) 外郭団体等の見直し	8
(7) 財政の健全化	9
(8) 地方公営企業等の改革	9
(9) 職員の能力開発と資質の向上	9
(10) 組織の改革	9
2 市民参画の推進と行政の公正・透明性の向上	10

はじめに

市では、平成 12 年度に「行財政改革大綱」(平成 12 年度～21 年度)を策定し、その実現を図るため、第 1 期実施計画(平成 12 年度～15 年度)、第 2 期実施計画(平成 16 年度～18 年度)、第 3 期実施計画(平成 19 年度～21 年度)に基づき、行財政改革に取り組んできました。これにより、第 1 期実施計画では約 78 億円、第 2 期実施計画では約 80 億円、第 3 期実施計画では約 43 億円(見込)の効果額をあげてきたところであり、職員数においても、平成 12 年度から平成 21 年度当初までの間に 731 人(約 32.8%)を削減するなど、一定の成果をあげてきました。

しかしながら、長引く景気低迷に加え、世界金融危機の影響などにより、市税を中心とする歳入が大幅に減少する一方、扶助費の増加により、市の財政状況は非常に厳しい状況にあります。さらに、少子高齢化、地方分権の進展などの社会経済状況の変化などにより、市を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした状況にあって多様な市民ニーズに的確に応えることはもちろんのこと、持続可能な行財政システムを確立することが重要です。そのためには、将来を見据えた行財政改革を推し進めていかなければなりません。そこで、行財政改革大綱で示す「改革を通じて展望を切り開く」という基本理念や「簡素で効率的な行財政システムの構築」、「市民参画の推進と行政の公正・透明性の向上」といった基本目標を継承した『行財政改革大綱(改訂版)』を策定し、これまで以上の取組を進めます。

一 基本的な考え方

1 これまでの取組

本市では、効率的かつ効果的な市政運営を進めるため、平成 12 年 5 月に「行財政改革大綱」(平成 12 年度～21 年度)を策定しました。

この大綱に基づき、行財政改革の具体的な方策や実施時期等を示した行財政改革第 1 期実施計画(平成 12 年度～15 年度)、同第 2 期実施計画(平成 16 年度～18 年度)、同第 3 期実施計画(平成 19 年度～21 年度)を策定し、職員数の削減、アウトソーシングの推進、事務事業の見直しなどを進めてきました。これらの取組などにより、普通会計の実質収支は平成 16 年度から黒字で推移するなど、一定の成果をあげることができました。

(1) 実施計画の達成状況等

【第 1 期・第 2 期実施計画の達成状況等】

第 1 期実施計画では、138 項目のうち 132 項目(95.7%)を実施、6 項目が未達成の項目となりました。第 2 期実施計画では、第 1 期実施計画で未達成であった 6 項目を引継いだ 129 項目のうち 123 項目(95.4%)を実施し、6 項目が未達成となりましたが次期計画に引き継ぎました。また、それらによる効果額は第 1 期実施計画で約 78 億円、第 2 期実施計画で約 80 億円となりました。

【第 3 期実施計画の達成状況等】

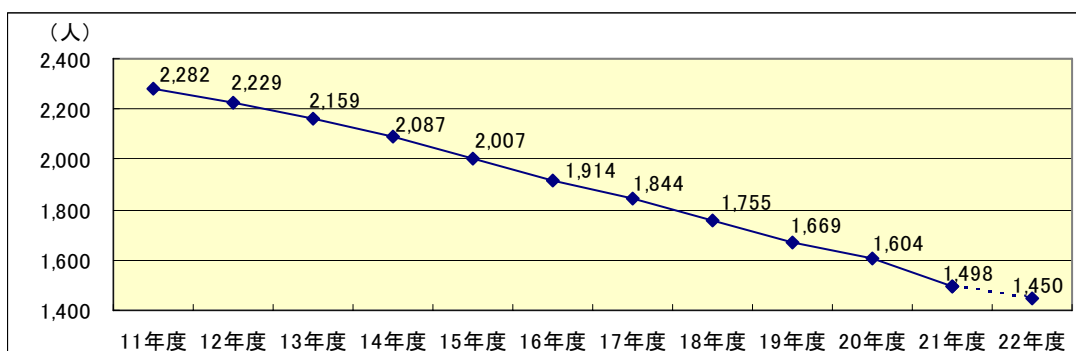
第 3 期実施計画では、平成 21 年 4 月現在で、75 の取組項目うち約 5 割が完了し、継続して取り組む項目も含め、残りの項目についても実施完了に向け取組を進めています。この計画における効果額は約 43 億円を見込んでいます。

(2) 定員適正化の推進

第 1 期定員適正化計画(平成 12 年 8 月策定)、第 2 期定員適正化計画(平成 16 年 3 月策定)及び第 3 期定員適正化計画(平成 18 年 3 月策定)を策定し、職員数の適正化に取り組んできました。平成 12 年度から平成 21 年度まで

の10年間で、731人(約32.8%)の職員数を削減しました。

〔職員数の推移〕



※ 各年度4月1日現在の職員数（平成22年度は第3期定員適正化計画の目標数値）

(3) 市民福祉向上基金の設置

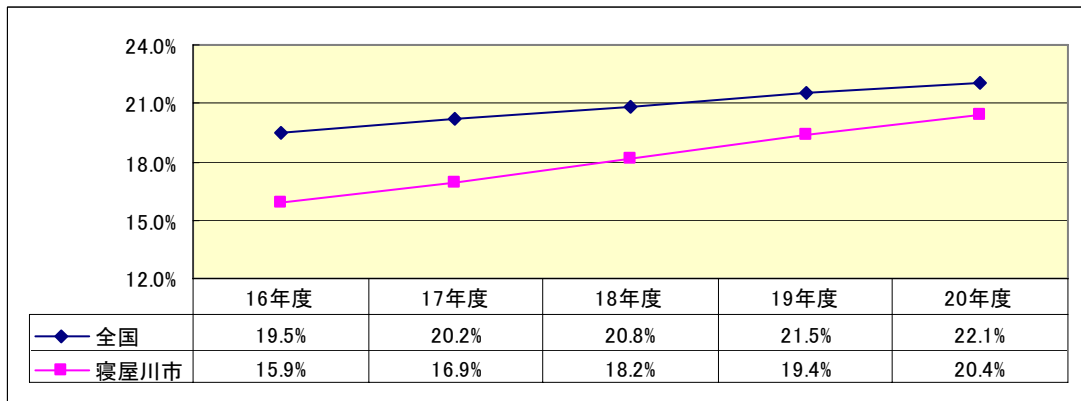
行財政改革を実施することによる効果額の用途を明らかにする取組として、平成20年度に「市民福祉向上基金」を設置しました。これは、行財政改革の実施年度において、その取組によって得られる効果額の一部(2分の1以内)を基金に積み立て、市民福祉の向上のための新規・拡充事業等の財源の全部又は一部に充当するもので、平成20年度は積み立てた基金を妊婦一般健康診査の公費負担の拡充などに充当しました。

2 本市を取り巻く状況と課題

(1) 少子高齢化社会への対応

平成20年度の高齢化率を見た場合、全国の高齢化率22.1%に対し、本市の高齢化率は20.4%と若干低いものの、高齢化の進行度は他の自治体に比べ顕著となっています。このように少子高齢化がますます進展していく中で、医療・福祉・介護ニーズは急激に増大していくことは確実な状況です。一方、税を負担する年齢層が少数となることから、財源が増えない中で多様な市民ニーズにどのように対応していくかが課題となっています。

〔高齢化率〕



※ 数値は各年度 10 月 1 日現在の人口数による。

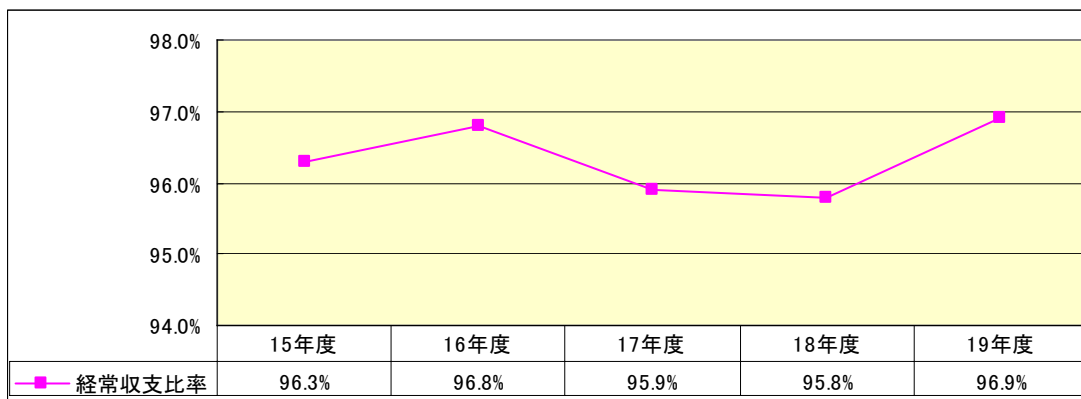
(2) 財政の状況

本市の財政状況は、これまでの行財政改革の取組などにより、普通会計の実質収支は、平成 16 年度から黒字を維持しているものの、扶助費が増加する一方、地方交付税が減少していることなどから、経常収支比率は依然として 97%をわずかに下回る数値であり、非常に厳しい財政状況が続いています。

今後も、急速な景気後退により税収の大幅な減が見込まれる一方、少子高齢化の進展や本格的な人口減少社会の到来は、高齢者施策や少子化対策の経費増大につながり、財政状況の一層の悪化が懸念されます。

このような状況のもと限られた財源の有効活用を図るには、計画的な財政運営を進めなければなりません。

〔経常収支比率〕



(3) 第五次総合計画の推進

本市では平成 23 年度を初年度とする第五次総合計画の策定を進めています。今までの成長し続ける「右肩上がり」の社会から、労働人口も減少していく「右肩下がり」の社会へと変化していく中で、将来を見据えた確実なまちづくりを進めていくには、更なる行財政改革を進め総合計画に掲げる政策・施策の実現を図っていかねばなりません。

(4) 協創のまちづくり

本市の『みんなのまち基本条例』では、「市民がまちづくりの主役であることを自覚し、信頼関係をより深めることで地域の力を結集し、みんなが誇れる住みよいまちを「協創」しなければならない」と明記されています。

「協創」のまちづくりを進めるには、これまでの画一的な行政運営から地域の多様性を踏まえた行政運営に転換し、「みんなのまち基本条例」や「市民参画推進指針」等の理念に則り、市民参画と協働による取組を更に推進していかねばなりません。

二 改革の理念と基本目標

1 理念

「行財政改革は、行政水準の維持向上を目指すものであって、単なる減量や抑制がその目的でなく、より簡素で効率的な行財政システムの確立を図っていくもの」であり、「改革を通じて展望を切り開く」ということを基本理念とする「行財政改革大綱」に基づき、事務事業の見直し、アウトソーシングの推進、職員数の適正化などを行い、一定の成果をあげてきたところです。

しかしながら、行財政改革は不断に取り組むべき課題であり、引き続き、強力に改革を推進していく必要があります。このため、これまでの行財政改革大綱の基本理念を継承し、財政の健全化はもとより、市民がまちづくりの主役であることを基本に、市民サービスの維持向上を図るため、更に積極的に改革を推進します。

2 基本目標

(1) 簡素で効率的な行財政システムの構築

これまでの行財政改革の取組により、普通会計の実質収支面での財政状況は、改善の兆しが現れてきてはいるものの、少子高齢化の進展や景気低迷などによる社会保障関係経費の増加見通しなどにより、今後は慢性的な財源不足を生じるおそれもあり、財政運営は非常に厳しいものとなることが予想されます。このような財政状況のもと、多様化する市民ニーズに的確に対応していくため、なお一層の行財政改革を推進し、簡素で効率的な行財政システムの確立に努めていきます。

(2) 市民参画の推進と行政の公正・透明性の向上

地方分権時代に入り、国と地方の関係が変わる中で、個性豊かで魅力あるまちづくりが求められています。このような中、これまで主に行政が提供してきた公共サービスにおいても、地域の多様な団体やNPOなどの参画とこうした団体との協働を進め、相互の連携・協力のもと公共サービスの推進を図っていきます。

三 改革の推進

行財政改革を推進するにあたっては、基本理念を常に念頭に置き、行財政改革大綱の基本目標である「簡素で効率的な行財政システムの構築」の視点を重視し、行財政改革に取り組んでいきます。

特に「改革」に重点を置きながら、集中改革プラン（*注記）で示された事項に基づく各種個別計画等の推進により、行財政改革を進めていきます。

なお、行財政改革大綱では、10年間の計画期間を設け推進してきましたが、その時々において市民の要望や課題に的確に伝えていく必要があり、不断に行財政改革に取り組まなければならないことから、行財政改革大綱（改訂版）においては、特に期間を設けることなく、行財政改革の取組を進めていきます。また、取組状況について毎年公表していきます。

集中改革プランとは、国の助言により地方公共団体が行財政改革を集中的に実施するため、①事務・事業の再編・整理、廃止・統合、②民間委託等の推進、③定員管理の適正化、④給与の適正化、⑤第三セクターの見直しなどの事項について明示した計画

四 具体的な考え方

1 簡素で効率的な行財政システムの構築

(1) 事務事業の改善

限られた財源の中で、新しい行政課題や多様な市民ニーズに的確に対応していくためには、各事務事業が果たしてきた目的や社会経済情勢等を踏まえ、適切に見直しを行っていく必要があります。そこで、各種事務事業の改善を図るとともに、第五次総合計画では、毎年度、行政評価の事務事業評価と連動する実行シートにより、事務事業の選択と集中を行っていきます。

〔対応〕

・（仮称）事務事業改善計画、第五次総合計画（実行シート） など

(2) 公共施設等の再編成

多くの公共施設等の状況を見ると、老朽化が進むなど改修等が必要とな

っています。今後、老朽化した公共施設等の改修・耐震化を行う費用が市の財政を圧迫することは自明です。そのような事態を避けるため、公共施設等の機能の検証を行い、その再編成に取り組みます。

〔対応〕

・（仮称）公共施設等再編成計画 など

(3) 民間委託等の推進

持続可能な行財政運営を行うためには、専門的知識や技術等のサービスやコストで民間事業者等との比較を行い、サービス水準の維持向上及び経費の削減を図れるものについては、民間活力の活用を積極的に推進します。

〔対応〕

・（仮称）新アウトソーシング計画 など

(4) 定員適正化の推進

「スリムな市役所で最大の市民サービス」を行うためには、少数精鋭組織の確立を目指した定員管理が重要となります。そのためには、市民サービスの維持向上を常に念頭に置きながら、事務事業の見直し、アウトソーシングの推進、多様な雇用形態の導入などにより職員数の適正化に取り組みます。

〔対応〕

・定員適正化計画 など

(5) 給与の適正化

職員給与については、職務・職責に応じた給与制度を推進します。また、給与の状況については、広報等を通じて広く市民に情報提供するなど、透明性の向上を図ります。

〔対応〕

・人事院勧告に準じた対応、人事評価制度の活用 など

(6) 外郭団体等の見直し

外郭団体等の事業内容、経営状況の点検を行い、組織のスリム化や自立性の向上及び団体職員の意欲・資質の向上を図るための方策を検討します。

土地開発公社については、保有物件の計画的な引き取りを図ります。

〔対応〕

- ・外郭団体等に関する改善方針 など

(7) 財政の健全化

人件費をはじめとする義務的経費の抑制を図るとともに、受益者負担の適正化や徴収率の向上など、自主財源の確保を行うことにより、経常収支比率及び健全化判断比率の改善を推進し、健全で持続可能な財政構造の構築に努めます。

〔対応〕

- ・財政収支計画 など

(8) 地方公営企業等の改革

上・下水道事業については、組織の統合など、事業の効率化・簡素化を図り、更なる経営健全化に取り組みます。また、国民健康保険事業については、収納率の向上や医療費の適正化などにより、収支均衡を図ります。

〔対応〕

- ・水道ビジョン など

(9) 職員の能力開発と資質の向上

急速な時代の変化の中で多様な市民の要望に応えるためには、職員の能力開発を図ることが不可欠です。そのため職員は、「市民が原点・市民を起点・市民の視点」を基本理念として、プロ意識・サービス意識・倫理意識の3つの意識をもとに行動するとともに、職員の能力開発と資質の向上に取り組みます。

〔対応〕

- ・職員のあり方と人事の改革、人事改革ステップ など

(10) 組織の改革

組織機構の見直しにあたっては、社会経済情勢の変化、新たな行政課題や市民ニーズに的確に対応するため、簡素で効率的かつ機動的な組織の構築を図ります。

〔対 応〕

・機構改革 など

2 市民参画の推進と行政の公正・透明性の向上

協創のまちづくりを実現するためには、市民がまちづくりの主役であることを自覚し、信頼関係をより深めることで地域の力を結集していくことが重要です。そのためには、市民への説明責任の観点から、市民の立場に立って必要な情報が提供されるよう、情報公開を行い、行政運営における公正・透明性の向上を図る必要があります。そこで、「みんなのまち基本条例」や「市民参画推進指針」に基づき市民参画の推進を行うとともに、「情報公開条例」、「行政手続条例」及び「法令遵守に関する条例」に基づき行政の公正・透明性の向上を図ります。